

平成30年度・安全保障貿易管理に関する要望

2018年10月9日
日本貿易会 安全保障貿易管理委員会

当委員会では、毎年度、経済産業省に対して関連法令および制度改正に関して意見・要望を提出している。今年度においては、安全保障貿易管理に関する法制度、実務面を中心に改善要望(計6項目)を、2018年10月、同省安全保障貿易管理政策課へ提出し、その後意見交換を実施した。

No	要望カテゴリー	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由	考えられる改善案
1		輸出規制番号の国際化への対応	本件については、3団体(日本貿易会、CISTEC、日本機械輸出組合)に対し適宜、進捗状況をご説明頂き、当会安全保障貿易管理委員会でも情報共有させて頂いている。 先の三団体打合せ(9/6)では、政令に関しては11月にもパブコメが実施出来る見込みであるとの話であったので、タイミングを逃さぬよう引き続きご尽力をお願いしたい。	産業界の長年に亘る要望。 貴省アウトリーチ活動の効果もあり、アジア各国が法整備を進めている中、多くの国がEUリストに準拠する形でリスト規制を行っている。企業がアジアのみならずグローバルに事業展開する中で、リスト規制の整合化(国際化)は、不可欠である。	
2	法令・制度関係	中国輸出管理法草案への対応	現在中国政府にて検討中の輸出管理法草案について、日本政府としても内容の改善を働き掛けて頂き、産業界とも情報共有願いたい。	中国の輸出管理法に関しては、潜在的に日本の産業界へのインパクトが大きいことが考えられるが、現行の草案では再輸出規制や見做し輸出等懸念される点が多い。ネガティブなインパクトを軽減すべく、日本政府としても中国政府に働き掛けが必要と考える。	中国政府への働き掛けと、産業界との情報共有。
3		リスト規制改正対応のための準備期間確保	現状、政令の公布から施行までの期間を2ヵ月として頂いているが、実質的な準備期間をさらに長くして頂きたい。	政省令は、政令公布から2ヵ月後に施行となるが、省令の公布が政令公布後となる上、省令公布から施行までの期間に連休を挟む場合があり、該非判定の見直し、再審査、許可の取得等、十分な準備期間をとるのが難しい場合がある。	省令公布日を起点として施行まで2ヵ月間以上、あるいは営業日ベースで政令公布後、2ヵ月以上の準備期間を設けた施行日の設定。
4		外国ユーザーリスト改正時の公表(継続案件)	「外国ユーザーリスト」の改正は公表及び施行が同日であるが、下記理由により公表から施行まで十分な時間(少なくとも3~5日程度)を設けて頂きたい。 ・社内及び関係会社へ周知するためには即日施行では徹底できない。 ・社内の顧客チェックシステムへ反映するには数日を要する。 ・既に通関された貨物の場合、船積みされてしまう恐れがある。	2017年度に要望した際に、「懸念は理解したので担当部署に伝え議論したい」とのご回答があったため、現状を確認するもの。	
5	資料公開・HP関係	経済産業省HP内資料のタイムリーな更新	経済産業省HP内の様々な掲載情報が更新されていないため、タイムリーな更新をお願いしたい。 (1)英文HP内の外国ユーザーリストの更新日 最終更新日が2013年2月6日となっている。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html (2)運用通達の改正日及び内容 ①通達「輸出貿易管理令の運用について」の改正日が異なっている。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html (2017年7月24日) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#444.2 (2017年12月6日) ②新旧対照表のみが掲載されており、最終版の運用通達の掲載が何処にあるのか分からない。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#444.2 (3)英文HP内の安全保障貿易管理概要のリンク 「Overview of Security Export Control in Japan」のリンク先が無効である。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html	『外国ユーザーリスト(英語版)』は海外の事業会社にて取引審査時に使用しており、『運用通達』をはじめとする通達関連は当社グループ内で情報共有することもあり、最新版の入手が必要となるため。	経済産業省内にて掲載情報、HP内リンクの再確認の実施及び修正。
6	その他	貿易管理サブシステムの輸出許可電子申請システムにおける迅速な受理対応	輸出許可の所要日数に幅がありすぎるので改善して頂きたい。	年間30件ほどの輸出許可申請をNACCS経由でしている。取扱い製品は工作機械が主要であるため、該当項番は2項及び6項での申請になるが、担当官、時期により、EL(輸出許可)の取得所要期間に大きな幅がある。 最短で2週間、最長で8週間を要するため、最長にて船積準備するものの、船腹スペースがタイトな昨今、予約やまたそのキャンセル等に工数を要する。	電子申請の場合の申請日から「受理」又は「補正依頼」までに実際に掛かった日数を審査課内でチェックする体制・仕組みを整備。